

行政文書公開決定等審査報告書

令和3年12月7日

大和市長 大木 哲 殿

大和市情報公開審査会

会 長 大 津 浩

令和3年6月17日付けで諮問された行政文書の公開決定等に対する審査請求について、次のとおり報告します。

公開請求に係る行政文書の名称又は内容	紺綬褒章 推薦書類 平成14年より11件分（〇〇〇〇〇氏）
審 査 の 結 果	実施機関が大和市情報公開条例第7条1号（個人に関する情報）に該当するとした非公開部分のうち、第1回目の寄附に係る金額部分の記載は、同条号アに該当するため同条号ただし書に基づき公開対象となるというべきである。なお、その余の非公開部分についての条例第7条1号該当性判断には合理性が認められる。 したがって、実施機関には、第1回目の寄附に係る金額部分の記載を公開するよう答申する。

第1 審査請求の経過

- 1 令和2年11月6日、審査請求人から、〇〇〇〇〇氏（故人）に係る国からの表彰（紺綬褒章）に関し、実施機関が神奈川県へ提出した推薦書類について、実施機関に情報公開請求がなされる。
- 2 同年11月19日、実施機関は、本件情報公開請求に対し、審査請求人に対し本件対象文書の一部について大和市情報公開条例（以下、「条例」という。）第7条1号（個人に関する情報）該当を理由に行政文書一部公開決定（以下「原処分」という。）とし、行政文書一部公開決定通知書を交付した。
- 3 同年11月20日、審査請求人により、原処分の非公開部分の内、寄附金額及び寄附経緯の記載（以下、「本件非公開部分」）の公開を求める趣旨にて本件審査請求がなされる。

第2 当事者の主張

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求書より

今般開示された紺綬褒章推薦書類に記載されている寄附者に係る住所、本籍、生年月日並びに履歴及び刑罰等の調書の内容（一部）、寄附金額、寄附の経緯（一部）並びに戸籍謄本が公開できないとされたが、この内の寄附金額及び寄附の経緯の2ヶ所については人格的利益その他の理由として保護すべき理由には当たらない。

実施機関職員の説明によれば、「寄附額は寄附者の財産の個人情報に類するもので開示できない」とのことであるが、これは全く関係ないものであり、寄附の額は寄附者の善意、功績の規模を示すもので開示すべきである。併せて、寄附に至る経緯も寄附者の善意の考え方を反映するものとして開示すべきである。

また、寄附者は寄附に際して、「ニュースには載せないでほしい」（匿名希望とは違う）と伝えていたのにもかかわらず、これがミニコミ誌に写真入りで金額も含めて掲載されるに至った事実を鑑みても非開示決定のポリシーと明らかに矛盾があるものである。

(2) 反論書より

弁明書による回答は実に恣意的な内容であり、次に記載するとおり著しく統一性を欠くものである。

寄附者の人格的利益の表現行為を保護の対象と弁明しながら片や実施機関によるミニコミ誌への無断公開も行い、これを本件非公開とは何ら関係ないとする論拠が全く不明であり、いやしくもミニコミ誌への公開は市長以下幹部職員が臨席した場においてマスコミ関係者が本格的撮影機材を持ち込んでの取材を認めており、一部職員の失態とは明らかに違う。もとより市の関係者が情報提供しなければマスコミが知る由もないことであり、今般の公文書非公開において「何ら関係ない」として主張するのはあり得ない。寄附に至る経緯についても同様に保護する理由にはなり得ない。

また、寄附額や寄附の経緯を伏せるということは不正の温床、私物化にもなりかねず、

社会性、公共性、公平性、公益性、透明性、使途確認のあらゆる観点からも公共団体として許されない。

2 実施機関の主張

(1) 寄附金額・寄附の経緯は保護の対象とはならないとの請求人の主張について

一般に寄附とは、寄附者の善意という人格的利益の表現行為である。こうした人格的利益は当該寄附者の個人情報として保護の対象となるものである。

そうであるとする、請求者は、そもそも寄附の性質についての理解に誤りがあり、その主張は根拠を欠き失当である。

(2) 非公開決定の理由と大和市の行為が矛盾するとの請求人の主張について

請求者の主張するミニコミ誌への掲載が仮に事実であったとしても、これと本件非公開理由は何ら関係がないのであって、当該事実をもって本件非公開理由を否定する根拠とはならず、請求者の主張は正当な理由を欠き失当である。

第3 当審査会の判断

1 判断枠組みについて

本件における判断枠組みは、①本件非公開部分が公開を原則とする情報公開制度において例外的に非公開となる事由を定める条例第7条1号（個人に関する情報）に該当し非公開が妥当となるか、②該当するとした場合であっても、例外事由のさらに例外を定める（原則の公開に立ち返る）同条号のただし書ア（「慣行として何人にでも公開することが予定されている情報」）に該当するため公開が妥当となるか、の2点である。

2 条例第7条1号（個人に関する情報）該当性について

条例に関する審査基準として実施機関が定めている「大和市情報公開条例解釈及び運用の基準（平成31年4月版）」によれば、「個人に関する情報」とは、思想、信条、信仰等個人の内心の秘密に関する情報を含み、ここでいう「個人」には、死亡した個人も含まれるとされている。

本件非公開部分は死亡した〇〇〇〇〇氏に係る情報であって、条例第7条1号の「個人」に含まれるが、本件非公開部分である寄附金額・寄附経緯が「個人に関する情報」に該当するかは、寄附の性質の解釈による。

この点、寄附とは、全くの任意の行為であり、一般にその多くは善意に基づくものであって、思想、信条、信仰等の内心に密接にかかわっているため、当該寄附に係る経緯といった内心の事情のみならず、寄附金額といった外形的事実も含め一連の事柄を密接不可分な一体的な内心の秘密として構成することができる。

そうであるとする、本件において、寄附に係る金額や経緯は、思想、信条、信仰等の内心の秘密に関する情報ということができ、条例第7条1号（個人に関する情報）に該当するものである。

3 条例第7条1号のただし書ア該当性について

(1) 「慣行として公開が予定」の判断基礎について

条例第7条1号ただし書アは、「慣行として何人にも公開することが予定されている情報」については、非公開事由である「個人に関する情報」(同条号)に該当しても、原則に立ち返り、公開対象とするものである。

ここでいう「慣行として公開が予定」の判断に際しては、事実行為として公になったことを基礎として、個人情報に係る本人の意向も含めて考える。

以上を前提に、〇〇〇〇氏の意向との関係で本件非公開部分の条例第7条1号ただし書ア該当性についてみていく。

(2) 第1回目の寄附に関する本人の意向

本審査会で認定した事実として、平成13年7月11日付の第1回目の寄附の事実については、〇〇〇〇氏の下、地元ミニコミ誌である大和タウンニュースの記事が掲載され公となっている。

そうであるとすると、当該記事に掲載された事実である、第1回目の寄附に係る金額については「慣行として公開が予定」されているものとして、条例第7条1号のただし書アに該当し、公開が妥当である。

もっとも、第1回目の寄附に係る経緯については、当該記事に掲載されているものではなく公となっておらず、他に寄附に係る経緯を公表することについての〇〇〇〇氏の意向が確認できない以上、「慣行として公開が予定」されているものといえない。

したがって、個人に関する情報に該当するものとして非公開が妥当である。

なお、本審査会で認定した事実として、〇〇〇〇氏が自らの寄附につき公表することを了承したのは、第1回目の寄附に関してのみである。

(3) 第2回目以降の寄附に関する本人の意向

〇〇〇〇氏による寄附は、実施機関によれば、平成13年7月11日付の第1回目を皮切りに、複数回実施されている。

本審査会が認定した事実によれば、この間、第2回目以降の寄附については記事に記載されるといった公となった事実はなく、また、〇〇〇〇氏は、第5回目(平成15年8月8日付)の後、実施機関に対し自らの寄附行為につき「公になることを好まない」といった意向を示し(平成16年7月13日付書面、及び平成16年11月1日付書面より)、第6回目(平成16年2月19日付)の後にも同様の意向を示した(平成17年2月3日付書面より)ことが認定できる。

そうであるとすると、第2回目以降の本件非公開部分については、「慣行として公開が予定」されているものといえず、個人に関する情報に該当するものとして非公開が妥当である。

なお、第2回目(平成14年5月17日付)から第5回目までの3回分の寄附については、〇〇〇〇氏の意向が1回目のように公表にあるのか、それとも5回目以降のように非公表の意向にあるかが不明である以上、本人の意向が公表にあったものと推認することはできず、事実行為として記事への掲載といったこともない以上、「慣行とし

て公開することが予定」されているとはいえない。

4 結論

上記のように、本件非公開部分のうち、第1回目の寄附に係る金額については条例第7条1号ただし書アにおける「慣行として公開が予定」されているものとして、公開が妥当である。

したがって、審査の結果のとおり、実施機関においては第1回目の寄附に係る金額の記載を公表するよう答申する。

5 付言

審査請求人は、寄附額や寄附の経緯を伏せるということは不正の温床、私物化にもなりかねず、社会性、公共性、公平性、公益性、透明性、使途確認のあらゆる観点からも公共団体として許されない旨主張するところ、かかる主張の是非は本件審査の結論に直接影響するものではないが、なお念のため、次のとおり付言する。

大和市への寄附に関しては、会計年度ごとに、寄附者が選択した寄附条例で定める事業区分ごとの寄附金額が市議会に決算報告されその認定を受けた上、公表されており、また、大和市寄附条例施行規則の規定に基づき、寄附者が選択した事業区分ごとの寄附金額等の寄附の運用状況も月次で大和市ホームページ等により公表されている。

そうであるとすると、大和市における寄附の使途といった透明性は確保されているということができ、個々の寄附金額や寄附の経緯を非公開とすることが不正の温床などになるとまでは評価できず、審査請求人の主張は本件での情報公開請求の根拠にはならない。

第4 審査の経過

令和3年 7月26日 審議

令和3年11月 8日 審議（同日結審）